議案第43号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成25年5月10日

三朝町長 吉田秀光

専決第6号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を 改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成25年3月30日

三朝町長 吉田秀光

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応 する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存 在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しな い場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改 正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正 部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対 応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

(寄附金税額控除)

第34条の7 略

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第 2項<u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> 定めるところにより計算した金額とする。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

$2\sim4$ 略

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは

(寄附金税額控除)

第34条の7 略

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 略

$2 \sim 4$ 略

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119 号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号)附則第9条第1項又は第11条第1項 収益することができる土地(以下この項 において「仮換地等」と総称する。) の 指定があった場合又は土地区画整理法に よる土地区画整理事業の施行者が同法第 100条の2(密集市街地における防災街区 の整備の促進に関する法律第46条第1項 において適用する場合を含む。) の規定 によって管理する土地で当該施行者以外 の者が仮に使用するもの(以下この項に おいて「仮使用地」という。)がある場 合においては、当該仮換地等又は仮使用 地について使用し、又は収益することが できることとなった日から換地処分の公 告がある日又は換地計画の認可の公告が ある日までの間は、仮換地等にあっては 当該仮換地等に対応する従前の土地につ いて登記簿又は土地補充課税台帳に所有 者として登記又は登録されている者をも って、仮使用地にあっては土地区画整理 法による土地区画整理事業の施行者以外 の仮使用地の使用者をもって、それぞれ 当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項 の所有者とみなし、換地処分の公告があ った日又は換地計画の認可の公告があっ た日から換地又は保留地を取得した者が 登記簿に当該換地又は保留地に係る所有 者として登記される日までの間は、当該 換地又は保留地を取得した者をもって当 該換地又は保留地に係る同項の所有者と みなす。

の規定により行う旧独立行政法人緑資源 機構法(平成14年法律第130号)第11条第 1項第7号イの事業又は旧農用地整備公 団法(昭和49年法律第43号)第19条第1 項第1号イの事業を含む。) の施行に係 る土地については、法令若しくは規約等 の定めるところによって仮換地、一時利 用地その他の仮に使用し、若しくは収益 することができる土地(以下この項にお いて「仮換地等」と総称する。)の指定 があった場合又は土地区画整理法による 土地区画整理事業の施行者が同法第100 条の2 (密集市街地における防災街区の 整備の促進に関する法律第46条第1項に おいて適用する場合を含む。)の規定に よって管理する土地で当該施行者以外の 者が仮に使用するもの(以下この項にお いて「仮使用地」という。) がある場合 においては、当該仮換地等又は仮使用地 について使用し、又は収益することがで きることとなった日から換地処分の公告 がある日又は換地計画の認可の公告があ る日までの間は、仮換地等にあっては当 該仮換地等に対応する従前の土地につい て登記簿又は土地補充課税台帳に所有者 として登記又は登録されている者をもっ て、仮使用地にあっては土地区画整理法 による土地区画整理事業の施行者以外の 仮使用地の使用者をもって、それぞれ当 該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の 所有者とみなし、換地処分の公告があっ た日又は換地計画の認可の公告があった 日から換地又は保留地を取得した者が登 記簿に当該換地又は保留地に係る所有者 として登記される日までの間は、当該換 地又は保留地を取得した者をもって当該 6 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

2及び3 略

4 土地区画整理法による土地区画整理事 業(密集市街地における防災街区の整備 の促進に関する法律第46条第1項の規定 により土地区画整理法の規定が適用され る密集市街地における防災街区の整備の 促進に関する法律第45条第1項第1号の 事業を含む。) 又は土地改良法による土 地改良事業の施行に係る土地について法 令の定めるところによって仮換地又は一 時利用地(以下この項において「仮換地 等」という。) の指定があった場合にお いて、当該仮換地等である土地について 使用し、又は収益することができること となった日以後においては、当該仮換地 等である土地に対応する従前の土地(以 下この項において「従前の土地」という。) の取得又は所有をもって当該仮換地等で ある土地の取得又は所有とみなし、当該 従前の土地の取得者又は所有者を第1項 の土地の所有者又は取得者とみなして、 特別土地保有税を課する。

換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

6 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第131条 略

2及び3 略

4 土地区画整理法による土地区画整理事 業(密集市街地における防災街区の整備 の促進に関する法律第46条第1項の規定 により土地区画整理法の規定が適用され る密集市街地における防災街区の整備の 促進に関する法律第45条第1項第1号の 事業を含む。) 又は土地改良法による土 地改良事業(独立行政法人森林総合研究 所が独立行政法人森林総合研究所法附則 第9条第1項又は第11条第1項の規定に より行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11条第1項第7号イの事業を含む。)の 施行に係る土地について法令の定めると ころによって仮換地又は一時利用地(以 下この項において「仮換地等」という。) の指定があった場合において、当該仮換 地等である土地について使用し、又は収 益することができることとなった日以後 においては、当該仮換地等である土地に 対応する従前の土地(以下この項におい て「従前の土地」という。) の取得又は 所有をもって当該仮換地等である土地の 取得又は所有とみなし、当該従前の土地 の取得者又は所有者を第1項の土地の所 有者又は取得者とみなして、特別土地保 有税を課する。

5及び6 略

5及び6 略

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第 2項、第48条第3項、第50条第2項、第53 条の12第2項、第72条第2項、第98条第 5項、第101条第2項、第139条第2項(第 140条の7において準用する場合を含 む。)及び第140条第2項(第140条の7 において準用する場合を含む。) に規定 する延滞金の年14.6パーセントの割合及 び年7.3パーセントの割合は、これらの規 定にかかわらず、各年の特例基準割合(当 該年の前年に租税特別措置法第93条第2 項の規定により告示された割合に年1パ ーセントの割合を加算した割合をいう。 以下この条において同じ。) が年7.3パー セントの割合に満たない場合には、その 年(以下この条において「特例基準割合 適用年」という。) 中においては、年14.6 パーセントの割合にあっては当該特例基 準割合適用年における特例基準割合に年 7.3パーセントの割合を加算した割合と し、年7.3パーセントの割合にあっては当 該特例基準割合に年1パーセントの割合 を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、 年7.3パーセントの割合)とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法<u>(平成9年</u> <u>法律第89号)</u>第15条第1項(第1号に係 る部分に限る。)の規定により定められ る商業手形の基準割引率が年5.5パーセ ントを超えて定められる日からその後年 (延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第 2項、第48条第3項、第50条第2項、第 52条、第53条の12第2項、第72条第2項、 第98条第5項、第101条第2項、第139条 第2項(第140条の7において準用する場 合を含む。)及び第140条第2項(第140 条の7において準用する場合を含む。) に規定する延滞金の年7.3パーセントの 割合は、これらの規定にかかわらず、各 年の特例基準割合(各年の前年の11月30 日を経過する時における日本銀行法(平 成9年法律第89号)第15条第1項第1号 の規定により定められる商業手形の基準 割引率に年4パーセントの割合を加算し た割合をいう。) が年7.3パーセントの割 合に満たない場合には、その年中におい ては、当該特例基準割合(当該割合に0.1 パーセント未満の端数があるときは、 れを切り捨てる。)とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法第15条第1 項(第1号に係る部分に限る。)の規定 により定められる商業手形の基準割引率 が年5.5パーセントを超えて定められる 日からその後年5.5パーセント以下に定

5.5パーセント以下に定められる日の前 日までの期間(当該期間内に前条第2項 の規定により第52条に規定する延滞金の 割合を同項に規定する特例基準割合とす る年に含まれる期間がある場合には、当 該期間を除く。以下この項において「特 例期間」という。)内(法人税法第75条の 2第1項(同法第145条第1項において準 用する場合を含む。)の規定により延長 された法第321条の8第1項に規定する 申告書の提出期限又は法人税法第81条の 24第1項の規定により延長された法第 321条の8第4項に規定する申告書の提 出期限が当該年5.5パーセント以下に定 められる日以後に到来することとなる町 民税に係る申告基準日が特例期間内に到 来する場合における当該町民税に係る第 52条の規定による延滞金にあっては、当 該年5.5パーセントを超えて定められる 日から当該延長された申告書の提出期限 までの期間内)は、特例期間内にその申 告基準日の到来する町民税に係る第52条 に規定する延滞金の年7.3パーセントの 割合は、同条及び前条第2項の規定にか かわらず、当該年7.3パーセントの割合と 当該申告基準日における当該商業手形の 基準割引率のうち年5.5パーセントの割 合を超える部分の割合を年0.25パーセン トの割合で除して得た数を年0.73パーセ ントの割合を乗じて計算した割合とを合 計した割合(当該合計した割合が年 12.775パーセントの割合を超える場合に は、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

められる日の前日までの期間(以下本項 において「特例期間」という。)内(法人 税法第75条の2第1項(同法第145条第1 項において準用する場合を含む。)の規 定により延長された法第321条の8第1 項に規定する申告書の提出期限又は法人 税法第81条の24第1項の規定により延長 された法第321条の8第4項に規定する 申告書の提出期限が当該年5.5パーセン ト以下に定められる日以後に到来するこ ととなる町民税に係る申告基準日が特例 期間内に到来する場合には、当該町民税 に係る第52条の規定による延滞金にあっ ては、当該年5.5パーセントを超えて定め られる日から当該延長された申告書の提 出期限までの期間内) は、特例期間内に その申告基準日の到来する町民税に係る 第52条に規定する延滞金の年7.3パーセ ントの割合は、同条及び前条の規定にか かわらず、当該年7.3パーセントの割合と 当該申告基準日における当該商業手形の 基準割引率のうち年5.5パーセントの割 合を超える部分の割合を年0.25パーセン トの割合で除して得た数を年0.73パーセ ントの割合を乗じて計算した割合とを合 計した割合(当該合計した割合が年 12.775パーセントの割合を超える場合 には、年12.775パーセントの割合)とす る。

2 略

(公益法人等に係る町民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 第40条第3項後段(同 条第6項から第10項までの規定によりみ なして適用する場合を含む。以下この条 において同じ。) の規定の適用を受けた 同法第40条第3項に規定する公益法人等 (租税特別措置法第40条第6項から第10 項までの規定により特定贈与等に係る公 益法人等とみなされる法人を含む。)を 同法第40条第3項に規定する贈与又は遺 贈を行った個人とみなして、令附則第3 条の2の3で定めるところにより、これ に同項に規定する財産(租税特別措置法 第40条第6項から第10項までの規定によ り特定贈与等に係る財産とみなされる資 産を含む。) に係る山林所得の金額、譲 渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町 民税の所得割を課する。

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成39年</u>度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成29年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法<u>附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3

第4条の2 当分の間、租税特別措置法(昭 和32年法律第26号) 第40条第3項後段(同 条第6項から第9項までの規定によりみ なして適用する場合を含む。以下この条 において同じ。) の規定の適用を受けた 同法第40条第3項に規定する公益法人等 (租税特別措置法第40条第6項から第9 項までの規定により特定贈与等に係る公 益法人等とみなされる法人を含む。) を 同法第40条第3項に規定する贈与又は遺 贈を行った個人とみなして、令附則第3 条の2の3で定めるところにより、これ に同項に規定する財産(租税特別措置法 第40条第6項から第9項までの規定によ り特定贈与等に係る財産とみなされる資 産を含む。) に係る山林所得の金額、譲 渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町 民税の所得割を課する。

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成35年</u>度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。) においては、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定を受ける町 民税の所得割の納税義務者が、法第314条 の7第2項第2号若しくは第3号に掲げ る場合に該当する場合又は第34条の3第 2項に規定する課税総所得金額、課税退 職所得金額及び課税山林所得金額を有し ない場合であって、当該納税義務者の前 年中の所得について、附則第16条の3第 1項、附則第16条の4第1項、附則第17 条第1項、附則第18条第1項、附則第19 条第1項又は附則第20条の2第1項の規 定の適用を受けるときは、第34条の7第 2項に規定する特例控除額は、同項の規 定にかかわらず、法附則第5条の5第2 項(法附則第5条の6第2項の規定によ り読み替えて適用される場合を含む。) に定めるところにより計算した金額とす る。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第10条の2 略

 $2\sim6$ 略

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止 改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改 修専有部分について、これらの規定の適 用を受けようとする者は、同条第9項に 規定する熱損失防止改修工事が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9</u> 項各号に掲げる書類を添付して町長に提 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定を受ける町 民税の所得割の納税義務者が、法第314 条の7第2項第2号若しくは第3号に掲 げる場合に該当する場合又は第34条の3 第2項に規定する課税総所得金額、課税 退職所得金額及び課税山林所得金額を有 しない場合であって、当該納税義務者の 前年中の所得について、附則第16条の3 第1項、附則第16条の4第1項、附則第17 条第1項、附則第18条第1項、附則第19 条第1項又は附則第20条の2第1項の規 定の適用を受けるときは、第34条の7第 2項に規定する特例控除額は、同項の規 定にかかわらず、法附則第5条の5第2 項に定めるところにより計算した金額と する。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第10条の2 略

 $2\sim6$ 略

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止 改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改 修専有部分について、これらの規定の適 用を受けようとする者は、同条第9項に 規定する熱損失防止改修工事が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に<u>施行規則第7条第9項各</u> 号に掲げる書類を添付して町長に提出し 出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の 課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷 地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項におい

なければならない。

 $(1)\sim(6)$ 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の 課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の9の5まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷 地に係る譲渡期限の延長の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによ

て同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

ってその居住の用に供することができな くなった所得割の納税義務者が、当該滅 失をした当該家屋の敷地の用に供されて いた土地又は当該土地の上に存する権利 の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に 規定する譲渡をいう。)をした場合には、 附則第17条第1項中「第36条」とあるの は「第36条(東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成23年法律第29号)第11条の6第1項 の規定により適用される場合を含む。)」 と、「同法第31条第1項」とあるのは「租 税特別措置法第31条第1項 と、附則第17 条の2第3項中「第37条の9の5まで」 とあるのは「第37条の9の5まで(東日本 大震災の被災者等に係る国税関係法律の 臨時特例に関する法律第11条の6第1項 の規定により適用される場合を含む。)」 と、附則第17条の3第1項中「租税特別 措置法第31条の3第1項|とあるのは「東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第11条の6第 1項の規定により適用される租税特別措 置法第31条の3第1項」と、附則第18条 第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第11条の6第 1項の規定により適用される場合を含 む。)」と、「同法第32条第1項」とある のは「租税特別措置法第32条第1項」と して、附則第17条、附則第17条の2、附 則第17条の3又は附則第18条の規定を適 用する。

附 則 第 35 条 第35条第1項(東日本 17 条 第 1項 大震災の被災者等に係 1項 る国税関係法律の臨時

						特例に関する法律(平
						成23年法律第29号)第
						11条の6第1項の規定
						により適用される場合
						を含む。)
			同	法第	ĵ	租税特別措置法第31条
			31	条	第	第1項
			1 -	項		
附	則	第	第	35	条	第34条の3まで、第35
17	条	0)	の	2	ま	条(東日本大震災の被
2	第	3	で、	、第	36	災者等に係る国税関係
項			条	の2	`	法律の臨時特例に関す
			第	36	条	る法律第11条の6第1
			の	5		項の規定により適用さ
						れる場合を含む。)、
						第35条の2、第36条の
						2 若しくは第36条の5
						(これらの規定が東日
						本大震災の被災者等に
						係る国税関係法律の臨
						時特例に関する法律第
						11条の6第1項の規定
						により適用される場合
						を含む。)
附	則	第	租	税	特	東日本大震災の被災者
17	条	0	別	措	置	等に係る国税関係法律
3	第	1	法	第	31	の臨時特例に関する法
項			条	\mathcal{O}	3	律第11条の6第1項の
			第	1項	ĺ	規定により適用される
						租税特別措置法第31条
						の3第1項
附	則	第	第	35	条	第35条第1項(東日本
18	条	第	第	1項	ĺ	 大震災の被災者等に係
1	項					る国税関係法律の臨時
						 特例に関する法律第11

条の6第1項の規定に より適用される場合を 含む。)

同 法 第租税特別措置法第32条 32 条 第第1項 1項

2 その有していた家屋でその居住の用に 供していたものが東日本大震災により滅 失をしたことによってその居住の用に供 することができなくなつた所得割の納税 義務者(以下この項において「被相続人」 という。) の相続人(震災特例法第11条 の6第2項に規定する相続人をいう。以 下この項において同じ。)が、当該滅失 をした旧家屋(同条第2項に規定する旧 家屋をいう。以下この項において同じ。) の敷地の用に供されていた土地等の譲渡 をした場合(当該譲渡の時までの期間当 該土地等を当該相続人の居住の用に供す る家屋の敷地の用に供していない場合に 限る。)における当該土地等(当該土地 等のうちにその居住の用に供することが できなくなつた時の直前において旧家屋 に居住していた者以外の者が所有してい た部分があるときは、当該土地等のうち 当該部分以外の部分に係るものに限る。 以下この項において同じ。)の譲渡につ いては、当該相続人は、当該旧家屋を当 該被相続人がその取得をした日として令 附則第27条の2第4項で定める日から引 き続き所有していたものと、当該直前に おいて当該旧家屋の敷地の用に供されて いた土地等を所有していたものとそれぞ れみなして、前項の規定により読み替え られた附則第17条、附則第17条の2、附 則第17条の3又は附則第18条の規定を適

<u>用する。</u>

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税 額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所 得税につき震災特例法第13条第1項の規 定の適用を受けた場合における附則第7 条の3及び附則第7条の3の2の規定の 適用については、附則第7条の3第1項 中「租税特別措置法第41条又は第41条の 2の2」とあるのは「東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律(平成23年法律第29号)第13 条第1項の規定により読み替えて適用さ れる租税特別措置法第41条又は同項の規 定により適用される租税特別措置法第41 条の2の2」と、「法附則第5条の4第 6項」とあるのは「法附則第45条第4項 の規定により読み替えて適用される法附 則第5条の4第6項」と、附則第7条の 3の2第1項中「租税特別措置法第41条 又は第41条の2の2」とあるのは「東日 本大震災の被災者等に係る国税関係法律

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税 額控除の適用期間等の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所 得税につき震災特例法第13条第1項の規 定の適用を受けた場合における附則第7 条の3及び附則第7条の3の2の規定の 適用については、附則第7条の3第1項 中「租税特別措置法第41条又は第41条の 2の2」とあるのは「東日本大震災の被 災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律(平成23年法律第29号)第13 条第1項の規定により読み替えて適用さ れる租税特別措置法第41条又は同項の規 定により適用される租税特別措置法第41 条の2の2」と、「法附則第5条の4第 6項」とあるのは「法附則第45条第3項 の規定により読み替えて適用される法附 則第5条の4第6項」と、附則第7条の 3の2第1項中「租税特別措置法第41条 又は第41条の2の2」とあるのは「東日 本大震災の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第13条第1項の 規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適 用される租税特別措置法第41条の2の 2」と、「法<u>附則第5条の4の2第6項</u> (同条第9項の規定により読み替えて適 用される場合を含む。)」とあるのは「法 <u>附則第45条第4項</u>の規定により読み替え て適用される法<u>附則第5条の4の2第6</u> 項」と、同条第2項第2号中「租税特別 措置法第41条の2の2」とあるのは「東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第13条第1項 の規定により適用される租税特別措置法 第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税 につき震災特例法第13条第3項若しくは 第4項又は第13条の2第1項から第6項 までの規定の適用を受けた場合における 附則第7条の3及び第7条の3の2の規 定の適用については、附則第7条の3第 1項中「法附則第5条の4第6項」とあ るのは「法附則第45条第5項の規定によ り読み替えて適用される法附則第5条の 4第6項 と、附則第7条の3の2第1 項中「法附則第5条の4の2第6項(同 条第9項の規定により読み替えて適用さ れる場合を含む。)」とあるのは「法附 則第45条第5項の規定により読み替えて 適用される法附則第5条の4の2第6項 (法附則第45条第6項の規定により読み 替えて適用される場合を含む。)」とす る。

の臨時特例に関する法律第13条第1項の 規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適 用される租税特別措置法第41条の2の 2」と、「法<u>附則第5条の4の2第5項</u>」 とあるのは「法<u>附則第45条第3項</u>の規定 により読み替えて適用される法<u>附則第5</u> 条の4の2第5項」と、同条第2項第2 号中「租税特別措置法第41条の2の2」 とあるのは「東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法 律第13条第1項の規定により適用される 租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

- 第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3条の2、第4条、第4条の2、第17条の2及び第22条の2の改正規定並 びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
 - (2) 附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成 27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。) 附則第3条の 2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、 同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

- 第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月 1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、 平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る 耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に 係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10 条の2第5項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当 該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。